



- 副議長(三木治郎君) 太村君の動議に御異議ございませんか。
- 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 副議長(三木治郎君) 御異議ないと認めます。協議委員の氏名を参考に朗読させます。
- 〔参考朗読〕
- 国家公務員法の一部を改正する法律案外一件両院協議会協議委員
- |        |        |
|--------|--------|
| 加藤 武徳君 | 草薙 隆圓君 |
| 三浦 卓雄君 | 杉山 昌作君 |
| 溝口 三郎君 | 千葉 信君  |
| 森崎 隆君  | 村尾 重雄君 |
| 竹中 七郎君 | 紅露 みつ君 |
- 〔松浦清一君発言の許可を求む〕
- 副議長(三木治郎君) 松浦清一君。
- 松浦清一君 私はこの際、東京湾等に施設されております防潜網による漁業被害に関する緊急質問の動議を提出いたします。
- 小笠原一三男君 私は只今の松浦君の動議に賛成いたします。
- 副議長(三木治郎君) 松浦君の動議に御異議ございませんか。
- 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 副議長(三木治郎君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。松浦清一君。
- 〔松浦清一君登壇、拍手〕
- 松浦清一君 私は日本社会党第二控室を代表いたしまして、東京湾、大村湾等に施設されております防潜網による漁業被害並びにその必要とする実情について質問をいたしたいと存じます。

先づ東京湾についてその実情を見ますと、昭和二十六年一月富津岬突端より旗山岬にかけて防潜網を施設されましたため、外洋より産卵のために北上回遊しております魚類は全くその進路を断たれまして、今やこれらの魚類は激減又は皆無に等しい状態を呈しておりますのであります。「これを内湾主要魚類の王者である「いわし」に例をとつてみましても、昭和二十四年、五年当時、約三百萬貫から四百万貫漁獲されていたものが、現在では皆無と申してしまひ、「すずき」等の主要魚類は殆んど漁獲に瀕しております状態であります。その他「あじ」「さば」「いなだ」「いか」「かれい」「たい」「いしづち」「すずき」等の主要魚類は殆んど漁獲に瀕しております状態であります。進行方向を変えることは魚族の習性でありますことは、大該網、水族館等における実例より徴しましても明らかであります。その上に、防潜網上の浮標による接触音、海中ににおける金網の発する光等の脅威に会うに至ります。これは、これに魚族の接近しないのは当然であります。このよくな現状のままでは、この施設が今後存続せられるとしても御異議ございませんか。

○副議長(三木治郎君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。松浦清一君。

○副議長(三木治郎君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。松浦清一君。

○副議長(三木治郎君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。松浦清一君。

〔松浦清一君登壇、拍手〕

○松浦清一君 私は日本社会党第二控室を代表いたしまして、東京湾、大村湾等に施設されております防潜網による漁業被害並びにその必要とする実情について質問をいたしたいと存じます。

〔松浦清一君登壇、拍手〕

○松浦清一君 私は日本社会党第二控室を代表いたしまして、東京湾、大村湾等に施設されております防潜網による漁業被害並びにその必要とする実情について質問をいたしたいと存じます。

先づ東京湾についてその実情を見ますと、昭和二十六年一月富津岬突端より旗山岬にかけて防潜網を施設されましたため、外洋より産卵のために北上回遊しておきました魚類は全くその進路を断たれまして、今やこれらの魚類は激減又は皆無に等しい状態を呈しておりますのであります。「これを内湾主要魚類の王者である「いわし」に例をとつてみましても、昭和二十四年、五年当時、約三百萬貫から四百万貫漁獲されていたものが、現在では皆無と申してしまひ、「すずき」等の主要魚類は殆んど漁獲に瀕しております状態であります。その他「あじ」「さば」「いなだ」「いか」「かれい」「たい」「いしづち」「すずき」等の主要魚類は殆んど漁獲に瀕しております状態であります。進行方向を変えることは魚族の習性でありますことは、大該網、水族館等における実例より徴しましても明らかであります。その上に、防潜網上の浮標による接触音、海中ににおける金網の発する光等の脅威に会うに至ります。これは、これに魚族の接近しないのは当然であります。このよくな現状のままでは、この施設が今後存続せられるとしても御異議ございませんか。

○副議長(三木治郎君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。松浦清一君。

○副議長(三木治郎君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。松浦清一君。

○副議長(三木治郎君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。松浦清一君。

〔松浦清一君登壇、拍手〕

○松浦清一君 私は日本社会党第二控室を代表いたしまして、東京湾、大村湾等に施設されております防潜網による漁業被害並びにその必要とする実情について質問をいたしたいと存じます。

先づ東京湾についてその実情を見ますと、昭和二十六年一月富津岬突端より旗山岬にかけて防潜網を施設されましたため、外洋より産卵のために北上回遊しておきました魚類は全くその進路を断たれまして、今やこれらの魚類は激減又は皆無に等しい状態を呈しておりますのであります。「これを内湾主要魚類の王者である「いわし」に例をとつてみましても、昭和二十四年、五年当時、約三百萬貫から四百万貫漁獲されていたものが、現在では皆無と申してしまひ、「すずき」等の主要魚類は殆んど漁獲に瀕しております状態であります。その他「あじ」「さば」「いなだ」「いか」「かれい」「たい」「いしづち」「すずき」等の主要魚類は殆んど漁獲に瀕しております状態であります。進行方向を変えることは魚族の習性でありますことは、大該網、水族館等における実例より徴しましても明らかであります。その上に、防潜網上の浮標による接触音、海中ににおける金網の発する光等の脅威に会うに至ります。これは、これに魚族の接近しないのは当然であります。このよくな現状のままでは、この施設が今後存続せられるとしても御異議ございませんか。

先づ東京湾についてその実情を見ますと、昭和二十六年一月富津岬突端より旗山岬にかけて防潜網を施設されましたため、外洋より産卵のために北上回遊しておきました魚類は全くその進路を断たれまして、今やこれらの魚類は激減又は皆無に等しい状態を呈しておりますのであります。「これを内湾主要魚類の王者である「いわし」に例をとつてみましても、昭和二十四年、五年当時、約三百萬貫から四百万貫漁獲されていたものが、現在では皆無と申してしまひ、「すずき」等の主要魚類は殆んど漁獲に瀕しております状態であります。その他「あじ」「さば」「いなだ」「いか」「かれい」「たい」「いしづち」「すずき」等の主要魚類は殆んど漁獲に瀕しております状態であります。進行方向を変えることは魚族の習性でありますことは、大該網、水族館等における実例より徴しましても明らかであります。その上に、防潜網上の浮標による接触音、海中ににおける金網の発する光等の脅威に会うに至ります。これは、これに魚族の接近しないのは当然であります。このよくな現状のままでは、この施設が今後存続せられるとしても御異議ございませんか。

先づ東京湾についてその実情を見ますと、昭和二十六年一月富津岬突端より旗山岬にかけて防潜網を施設されましたため、外洋より産卵のために北上回遊しておきました魚類は全くその進路を断たれまして、今やこれらの魚類は激減又は皆無に等しい状態を呈しておりますのであります。「これを内湾主要魚類の王者である「いわし」に例をとつてみましても、昭和二十四年、五年当時、約三百萬貫から四百万貫漁獲されていたものが、現在では皆無と申してしまひ、「すずき」等の主要魚類は殆んど漁獲に瀕しております状態であります。その他「あじ」「さば」「いなだ」「いか」「かれい」「たい」「いしづち」「すずき」等の主要魚類は殆んど漁獲に瀕しております状態であります。進行方向を変えることは魚族の習性でありますことは、大該網、水族館等における実例より徴しましても明らかであります。その上に、防潜網上の浮標による接触音、海中ににおける金網の発する光等の脅威に会うに至ります。これは、これに魚族の接近しないのは当然であります。このよくな現状のままでは、この施設が今後存続せられるとしても御異議ございませんか。

におきましても、でき得る限り漁業の目的と防潜網施設の目的とを調和させることを提案しております。こういうことを提案しておきまして、只今できる限りの苦痛を少くする趣旨で話合いをいたしております。(「防潜網をとらなければ魚は入れない」と呼ぶ者あり)

〔政府委員小川原政信君登壇、拍手〕

○政府委員(小川原政信君) 只今御質問になりました点につきまして、昭和二十六年一月、千葉県の富津岬の突端から神奈川県旗山岬にかけまして防潜網が設けられたました。これによりましていろいろな漁業上の問題が起つて参つたことは十分承知いたしておるのでござります。(とつたらどうぞすと呼ぶ者あり)それが二十七年一月になりまして、富津岬寄りに船の通路が追加開拓されるようになります。それで航路を短縮することをしておつたのであります。この防潜網の設置につきましては、且下合同委員会におきまして日米間に討議が進められておりましたが、まだ結論には達しておらないのであります。(とれますか、どうですかと呼ぶ者あり)関係漁民からかかる防潜網設置のために、西洋のいわしとか、そのほかの魚がなかなか東京湾に回遊して来ないという陳情も十分に承わつておるような次第であります。防潜網設置にかかりますところのこの被害につきましては、目下調査をいたしておりますので、この被害につきましてはまだ明瞭な結論を得ておらんであります。結論を得ました場合におきましては、政府といつてしましても十分できるだけの考慮をいたしましても十分

いたしたいと、こう考える次第でございます。(拍手、「答弁にならんじませんか」と呼ぶ者あり)

この第二問に對しましての工場鎌山等から排出して來ます污水の関係でござりますが、おつしやる通り誠にこれは遺憾なわけです。沿岸漁業あるいは内水面の漁業が非常に被害を受けおる事実は誠に顯著なものであるといふこと。当局といひて承知いたしておる次第でござります。これに対しましては研究をいたしておるのでござります。(何年研究しているんだと呼ぶ者あり)経済安定本部のほうにおきまして資源調査会等を開いておりますので、それと協力をいたしまして、水質の汚れておるかどうかといふことをよく見たり、それをどう防止するかといふこともいたしておるというな次第でござりますので、一応これから厚生省とか或いは通産省方面的の關係のこともござりますから、これらの問題が解決するようになります。それから最後におつしやられましたこと皆資源保護法の例によつて見られる通り、十分にこれらと連絡調査をしておきましたが、まさに具体的な設置につきましては、目下調査をいたしておるが、この世界の客觀情勢が変つて参りますが、この世界の客觀情勢をいたしておる次第でござります。

○副議長(三木治輔君) 松浦清一君。

〔松浦清一君登壇、拍手〕

○松浦清一君登壇、拍手」

○松浦清一君登壇、拍手」

○副議長(三木治輔君) 松浦清一君。

○副議長(三木治輔君) 松浦清一君。

○國務大臣(岡崎勝男君) 私、先ほど入りが自由になるようにしてくれといふのであります。(そうだと呼ぶ者あり)防潜網の中に入出人口をあら、その希望を以て御質問申上げたのではないであります。(そらだと呼ぶ者あり)防潜網の中に出入人口をあけて船が出入りできるようにしたとのことでございました。御答弁でありますけれども、漁船の出入りができる魚が入つて来ないといふ現実に対しても、どのように考え方、どこのように処置しようとしておられるかといふことを御質問申上げたわけではありません。(その通り、「魚の通路がないのではないか」と呼ぶ者あり)

○國務大臣(岡崎勝男君) 私、先ほどおおとも申しましたので、ただ防潜網は占領軍が敷設されたものであるけれども、駐留軍となつてもこの種のものはやはり必要であると政府も認めておるのであります。(何でだ)理由を聞かれておられるが、これは日本の駆逐艦とつては、ただ防潜網がありまして、その間に漁民の希望等はできるだけ容れるつもりでやつておるのであつて、当初は漁民のほうであります。(なぜだ)理由を聞くと、たゞ民間船があつたのであつて、漁民の考え方も容れてあつたといふのであるが、これもあつておつたのであつて、漁民の考え方もあるのであります。そこで、漁業の運営をめぐらしくなつておられたので、これを容れてあつたといふので、漁業の運営をめぐらしくなつておられたのであります。

○國務大臣(岡崎勝男君) 私、先ほどおおとも申上げたので、ただ防潜網は占領軍が敷設されたものであるけれども、駐留軍となつてもこの種のものはやはり必要であると政府も認めておるのであります。(何でだ)理由を聞くと、たゞ民間船があつたのであつて、漁民の考え方も容れてあつたといふのであるが、これもあつておつたのであつて、漁業の運営をめぐらしくなつておられたのであります。



第一、国家消防本部の所掌事務中、消防器具資材等の「斡旋」及び「消防功労者の表彰に関する事項」を削ること。

第二、市制施行地に対し、原則として消防本部及び消防署の設置を義務制とする第九條但書を削ること。

第三、都道府県の所掌事務中、消防に関する市町村間の「調整」及び「消防功労者の表彰に関する事項」を削ること。

第四、市町村の消防は、国家消防本部長のほか、都道府県知事の運営管理又は行政管理にも服しないものとすること。

第五、第二十條の二の都道府県知事の市町村長等に対する助言、指導等を市町村側から要求があつた場合に限りのこと。

第六、地震、水火災等の非常事態の場合における都道府県知事の指示に対し、例示的場合を挙げてその範囲を明確にすること。

第七、施行期日を八月一日に改めること。

第八、その他細部の点につき若干の修正を加えること。

以上修正の内容を法文化したものはお手許に配付いたしました通りであります。

右に対し、社会党第二控室の吉川委員より、本法案の政局原案の内容は殆んど有名無実であり、衆議院の修正は自治体消防の精神に反し、本委員会における修正案も結果において弊害を生ずる虞れがあるので、岡本、館両君提案の修正案及び右修正部分を除く衆議院送付案に對し共に反対する旨を述べられ、採決の結果、右修正案及び修正部

分を除く衆議院送付案はいざれも多数を以てこれを可決すべきものと決定いたしました。よつて本法案は修正議決すべきものと決定した次第であります。

以上御報告いたします。(拍手)

○副議長(三木治郎君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。

委員長の報告は修正議決報告でござります。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〔副議長(三木治郎君) 過半数と認め決せられました。〕

警察法(昭和二十一年法律第二百九十六号)の一部を次のようにより改正する。

目次中「第六章 犯罪統計及び犯罪鑑識」を「第六章 犯罪統計及び犯罪鑑識」を「第六章 犯罪統計及び犯罪鑑識」に改める。

第十一條に次の二項を加える。

国家地方警察本部は、前項に規定する事務の外、第六十一條の二の規定による指示に関する事務を処理する。

第十一條第二項中「國家公安委員会」を「内閣總理大臣」に改め、同項の次に次の二項を加える。

前項の場合は、内閣總理大臣は、國家公安委員会の意見を聽かなければならぬ。

第五十二条の次に次の二條を加える。

○副議長(三木治郎君) この際、日程に追加して、警察法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

警察法の一部を改正する法律案

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年六月十日 議長  
衆議院議長 林 議長

(小字及び「は衆議院修正」)  
警察法の一部を改正する法律案  
警察法の一部を改正する法律  
警察法(昭和二十一年法律第二百九十六号)の一部を次のように改正する。

第六章の二 内閣總理大臣の指揮

第六十一條の二 内閣總理大臣は、特に必要があるときは、國家公安委員会の意見を聽いて、都道府県公安委員会又は市町村公安委員会に対し、公安維持上必要な事項について、指示をすることができる旨の規定を新設する。

第四、内閣總理大臣は、特に必要があると認めるときは、國家公安委員会の意見を聽いて、都道府県公安委員会又は市町村公安委員会に対し、公安維持上必要な事項について指示することができる旨の規定を新設する。

第五、前項の指揮に関する事務の処理は国家地方警察本部にやらせる。

第六、東京の警視総監は特別区公安委員会が任免する現行規定を、経過並びに結果を御報告いたします。

第一、国家地方警察本部長官は現行規定通り国家公安委員会がこれを任免することにするが、この場合、国家公安委員会は内閣總理大臣の意見を聽かなければならぬこと。

第二、東京の警視総監は特別区公安委員会がこれを任免することとし、この場合、特別区公安委員会は内閣總理大臣の意見を聽かなければならないこと。

第三、内閣總理大臣の意見を聽かなければならぬこと。

第四、内閣總理大臣の意見を聽かなければならぬこと。

第五十二條の二 特別区の存する区域における自治体警察の警察長は、内閣總理大臣が、これを任命し、一定の事由により罷免する。

○西郷吉之助君 只今議題となりました警察法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本法案の政府原案は、国家公安委員会が任免する現行規定を、経過並びに結果を御報告いたします。

第一、国家地方警察本部長官は国家公安委員会の意見を聽いて内閣總理大臣が任免することに改める。

第二、東京の警視総監は特別区公安委員会が任免することとし、この場合、特別区公安委員会は内閣總理大臣より提案理由の説明を、衆議院議員川本末治君より衆議院の修正理由の

説明を聽いた後、関係者との間に質問応答を重ねましたが、その中で、岩木委員と木村國務大臣との間に次のようない間答がありました。即ち、一、政府は国家地方警察、自治体警察二本建の警察制度を維持し、それへの公安委員会を尊重いたし、民主的警察制度の基本の方針を堅持育成して行くつもりであるとの質疑に対しまして、御趣旨の通りに考へているとの答弁があり、第二点として、今回の改正案の第六十一条の二に規定する内閣総理大臣の指示の範囲を明確にいたし、いやしくもその範囲を逸脱して政治警察的運用に陥らないことをこの際聲明できるか否かの質疑に対しまして、十分注意して適正なる運営に努めたいとの答弁があり、第三、その指示は警察の行政管理に及ぶかどうかとの質疑に対しましては、及ばない旨の答弁があり、第四、指示と刑事訴訟法の規定との関係をどう考へるかとの質疑に対しましては、警察法は刑事訴訟法に対し特別法ではないとの答弁があり、第五点として、指示に基づく措置のために自治体警察において要した経費については、国がその全部又は一部を負担すべきであると考えるが、政府の所見如何との質疑に対しましては、御趣旨に副うて十分考慮するとの答弁がありました。

本三十日討論に入りましたところの内閣総理大臣が任免する現行規定を、特別公安委員会の意見を聽いて内閣総理大臣が任免するといふことに改めるということ、又、第二には、東京の警視監は特別区公安委員会が任免することになつておられます。私は、この二つの現行警察法の基本的な建前は、戦前の日本の警察制度にはなかつたことありますから、この新しい制度の持つておる民衆主義的な意義をよく理解し得ないところの人たちは、警察機能の能率化を

ろ、改進党の岩木委員は、前述の質問に対する政府側の答弁が厳正に守られたことを希望條件として衆議院送付案に賛成する旨を述べられ、練風会の岡本委員は、特に第六十一条の二の内閣総理大臣の指示に関する政府側の表明を信頼して衆議院送付案に賛成する旨を述べられました。かくいたしまして採決の結果、本法案は、多數を以てまして衆議院送付案の通りこれを可決すべきものと決定した次第であります。

以上御報告いたしました。(拍手) ○副議長(三木治郎君) 本案に付し討論の通告がござります。順次発言を許します。吉川末次郎君。

〔吉川末次郎君登壇、拍手〕

○吉川末次郎君 私は日本社会党第二整室を代表いたしまして、本案に反対の意を表明いたすものであります。

本改正案につきましては、只今委員会の意見を聽いて、都道府県公安委員会又は市町村の公安委員会に対して、公安維持上必要な事項について指

示することができるという旨の規定を新たに設けておる点であります。又第四番目に、前項の指示に関する事務の

処理といふものは、国家地方警察本部にやらせる。第五点といつましてもは、東京の警視庁の経費は原則として都の負担とはするけれども、併し国庫は予算の範囲内においてその一部を負担することができるよう現行法を変えておることができるよう改める

ことになります。考へてみますのに、現行警察制度は、新憲法の精神に則ります。第一は、警察を自治体警察と国家警察との二本建といたして、その基本的な建前といたしておることであります。

エイトはむしろこの自治体警察側にこれを置いておるということ、第一は、公安委員会をこの警察の運営についての裁は、昨日私の質問に対しましては、

おきました。この自治警の廃止と公安委員会の廃止ということについては、十分政府がその意見を持つておるところをば、言葉において、或いは言外の意味において露呈いたしましたところのことは、これは確実な事実であります。私の申しますことの事実が事実

二つの点につきましては、すでに委員長からも報告せられましたように、衆議院送付の修正案には、この公安委員会と総理大臣との任免に関する立場が述べられました。かくいたしまして採決の結果、本法案は、多數を以てまして衆議院送付案の通りこれを可決すべきものと決定した次第であります。

以上御報告いたしました。(拍手) ○副議長(三木治郎君) 本案に付し討論の通告がござります。順次発言を許します。吉川末次郎君。

〔吉川末次郎君登壇、拍手〕

○吉川末次郎君 私は日本社会党第二整室を代表いたしまして、本案に反対の意を表明いたすものであります。

本改正案につきましては、只今委員会の意見を聽いて、都道府県公安委員会又は市町村の公安委員会に対して、公安維持上必要な事項について指

示することができるよう改める

ことになります。考へてみますのに、現行警察制度は、新憲法の精神に則ります。第一は、警察を自治体警察と国家警察との二本建といたして、その基本的な建前といたしておることであります。

エイトはむしろこの自治体警察側にこれを置いておるということ、第一は、公安委員会をこの警察の運営についての裁は、昨日私の質問に対しましては、

おきました。この自治警の廃止と公安委員会の廃止ということについては、十分政府がその意見を持つておるところをば、言葉において、或いは言外の意味において露呈いたしましたところのことは、これは確実な事実であります。私の申しますことの事実が事実

そのものであるということにつきましては、これは地方行政委員会のこの審議についての速記録を皆様たちが御点検下さいまするならば、そのことは明白であるということを私はここに申上げておきたいと思います。この法案は、そうした、この政府の警察制度を戦前の制度へ復元しようとしてあります。いまして、我らは、今日の警察制度をあの昔の制度に還してしまふとことと一連の関係に立つところのものであります。いまして、我らは、今日の警察制度を戦前の制度へ復元しようとしてあります。いまして、我らは、今日の警察制度をあの昔の制度に還してしまふといふよろこび、この政府の反動的な意図は、日本の民主化のために断固打ちます。従つて、冒頭に述べましたよろこび、この法案の要点といたるといふことを申上げておきたいのであります。(拍手)従つて、冒頭に述べましたよろこび、この法案の要点といたるといふことを申上げておきたいのであります。(拍手)従つて、冒頭に述べましたよろこび、この法案の要点といたるといふことを申上げておきたいのであります。

又、この法案におきましては、その第六十一條の二におきまして、「内閣総理大臣は、特に必要があると認めるときは、国家公安委員会の意見を聽いて、都道府県公安委員会又は市町村公安委員会に対し、公安維持上必要な事項について、指示することができる」とあるのであります。現行の第七章におきましては、国家公安委員会に対する指示の範囲を縮小するものであります。現行の第七章におきましては、国家公安委員会に対する指示の範囲を縮小するものであります。

また、この法案におきましては、その第六十一條の二におきまして、「内閣総理大臣は、特に必要があると認めるときは、国家公安委員会の意見を聽いて、都道府県公安委員会又は市町村公安委員会に対し、公安維持上必要な事項について、指示することができる」とあるのであります。現行の第七章におきましては、国家公安委員会に対する指示の範囲を縮小するものであります。

また、この法案におきましては、その第六十一條の二におきまして、「内閣総理大臣は、特に必要があると認めるときは、国家公安委員会の意見を聽いて、都道府県公安委員会又は市町村公安委員会に対し、公安維持上必要な事項について、指示することができる」とあるのであります。現行の第七章におきましては、国家公安委員会に対する指示の範囲を縮小するものであります。

また、この法案におきましては、その第六十一條の二におきまして、「内閣総理大臣は、特に必要があると認めるときは、国家公安委員会の意見を聽いて、都道府県公安委員会又は市町村公安委員会に対し、公安維持上必要な事項について、指示することができる」とあるのであります。現行の第七章におきましては、国家公安委員会に対する指示の範囲を縮小するものであります。

また、この法案におきましては、その第六十一條の二におきまして、「内閣総理大臣は、特に必要があると認めるときは、国家公安委員会の意見を聽いて、都道府県公安委員会又は市町村公安委員会に対し、公安維持上必要な事項について、指示することができる」とあるのであります。現行の第七章におきましては、国家公安委員会に対する指示の範囲を縮小するものであります。

常事態のこの特別の措置の規定がある

できないのであります。又、東京警視

そこに官僚の本質が暴露されていると

あります。併しながら、委員会における我が党の岩本委員が、我々の懸念する

あります。

ところとは、皆様もよく御承知のこ

とだと思うのであります。又、先に議

院の当時におきましては、頗りに秋波を

すことも、これ又警視庁が内務省の一

機関という昔の制度の復活であると考

えます。

今や日本の政治は、衆議院におきまし

ては自由党の絶対多数によりまして、

又参議院におきましてはその自由党と

結び付くところの緑風会内部の一部の

封建的な残滓勢力との共同戦線のため

に、ただ一路この反動化への道を私は

辿りつたあると考えるのであります。

特にこの警察制度の反動化のために

は、国警本部の旧官僚らが絶えず緑風

会内部の旧内務官僚のギルドメンに働きかけまして、この緑風会内部の官僚

会内部の旧内務官僚のギルドメンに働きかけまして、この緑風会内部の官僚

が、先ず第一、本法におきまして、

この六十一條の二に、内閣総理大臣

がいわゆる国家公安委員会の意見を

聞いて、都道府県の公安委員会又は

市町村の公安委員会に対して、公安維持上必要な事項について指示すること

ができるといふことをばあてて侵しま

す。〔その点を明らかにして下さい〕

されど、それはその意味において

それが抽象的に規定されております

ところのものが適用されるところの要

が、先ず第一、本法におきまして、

この六十一條の二に、内閣総理大臣

がいわゆる国家公安委員会の意見を

聞いて、都道府県の公安委員会又は

市町村の公安委員会に対して、公安維持上必要な事項について指示すること

ができるといふ、この規定に關係のある事柄であります。皆様御承知の通り

に、この国家公安委員会並びに都道府

県公安委員会並び市町村公安委員会

に對して、公報に公告するといふこともな

ことなどを忘れない人たちであると言ふことができます。(その点を明らかにして下さい)その点を明瞭かにい

て、西郷委員長がこれらの反動主義者の圧力の前に屈して、法規上幾多の疑惑があることをばあてて侵しまして、公報に公告するといふこともな

く、深夜にわざに委員会を開会いたしまして、野党の審議要求をば封圧しまして、そこでこの本法の採決をせられました。〔その点を明らかにして下さい〕それは、私は公平なる良識に基いて行動すべきところの委員長の地位にある西郷君のために深く遺憾と思ふものであるといふことを一言附加いたしまして、降壇いたしたいと思ふものであります。(拍手)

○副議長(三木治郎君) 一松定吉君。

〔一松定吉君登壇、拍手〕

○一松定吉君 私は、この警察法の一

部改正につきましては、實質から言え

ばこのままでは賛成はできないので

握っているところの公安委員会に対しても、総理大臣が、この六十一條の二について、いわゆる公安維持上必要な事項について指示権を持つということ。そうすると刑事訴訟法の百九十三條によると、検察官は警察官に対して必要対して指示権を持つことは、即ち、やはり公安維持上に必要な事項についての指示権を持つことになつてゐるのであります。そうすると、検事が警察官に対する指示権を持つことは、即ち、やはり公安維持上に必要な事項についての指示権を持つことになつてゐるのであります。これは刑事訴訟法の百九十三條並びに検察官の規定において明らかにこれらが示されている。そうすると、公安維持上必要な事項について検察官が指示権を持つ。検事長は、同じくその警察権を持つところの公安委員会に対して、公安維持上必要な指示権を持つ。これが即ち双方が指示権を持つということになつたとき、検事長なり検察官の持つた指示権と總理大臣が公安委員会に対して持つたところの指示権とが矛盾するというようなときには、一体どういうふうに調和するか。これがこの警察法の一部改正の六十二條の二についての我々の疑いです。これを明らかにしておかないと、總理大臣の指示権の行使と検察官の指示権の行使が競合したときには、一体それらの警察官はどういう態度をとればいいかということが明らかにならない。だから、これを明らかにすることが、この六十二條の二を認める

めることについて必要であることは言うまでもありません。然るにこの六十二條の二にはその点が明らかになつておらず、總理大臣は丁度欠席しておつたためにその代理として木村法務総裁が答えた。その答えたところによると、いわゆるそういうような特別の犯罪の捜査等に対し検察官が持つておるところの指示権といふものと、總理大臣が公安委員会に対して持つておる指示権といふものは、矛盾しないようあるといふ特別の考慮を拂い、犯罪の捜査等についての總理大臣の指示権といふものは、この中に包含しないのだ、こういふことを答えられたというので、それならばそれをただ委員会の速記録によつてそつての總理大臣の指示権といふものは、國民一般が明瞭に知らなければいけないのだ、それほど簡単には読みません。だから、私はどうして國民が一般に知らなければならないのだ、官報にこれを明瞭に記して、官報にこれも検事も國民もそれらの点について委員会の速記録によつたところの指示権とが矛盾するということが明瞭になつてゐるといふことを答へられたといふので、それならば、總理大臣の指示に基づいてその費用は、その特別区が負担するのである、都が負担するのだ、但し予算の許す範囲内においてその一部を國庫が負担すると、こうある。これでいいことです。いいことであるが、特別区だけにその費用の負担をするといふことが私は不公平だと思う。即ち六十二條の二において總理大臣がその各府県の公安委員会に対して指示を下す、その指示の結果、仕事をして、その仕事によつて生じた費用は、特別区だけは國家が負担するけれども、他の道府県の總理大臣の指示に基く費用は俺は知らんのだといふことにこの規定がなつてゐる。これでは、これについて我々は、それは不公平だ。特別区は、官報にこれも検事も國民もそれらの点について委員会の速記録によつたところの指示権とが矛盾するといふことは、國民が成るほどこの六十二條の指示権にしなければならん。(「その通り」と呼ぶ者あり)これが、この壇上に立つて木村法務総裁が、委員会の速記録にあるのだからもう俺は答弁する必

要はないだろうといふようなことではなくて、國民一般にこの解釈を知らしむる必要があります。そこで我が党の岩木委員が委員会においてこれを總理大臣に質問した。ところが總理大臣は丁度欠席しておつたためにその代理として木村法務総裁が答えた。その答えたところによると、いわゆるそういうような特別の犯罪の捜査等に対し検察官が持つておるところの指示権といふものと、總理大臣が公安委員会に対して持つておる指示権といふものは、矛盾しないようあるといふ特別の考慮を拂い、犯罪の捜査等についての總理大臣の指示権といふものは、この中に包含しないのだ、こういふことを答へられたといふので、それならばそれをただ委員会の速記録によつてそつての總理大臣の指示権といふものは、國民一般が明瞭に知らなければいけないのだ、官報にこれを明瞭に記して、官報にこれも検事も國民もそれらの点について委員会の速記録によつたところの指示権とが矛盾するといふことを答へられたといふので、それならば、總理大臣の指示に基づいてその費用は、その特別区が負担するのである、都が負担するのだ、但し予算の許す範囲内においてその一部を國庫が負担すると、こうある。これでいいことです。いいことであるが、特別区だけにその費用の負担をするといふことが私は不公平だと思う。即ち六十二條の二において總理大臣がその各府県の公安委員会に対して指示を下す、その指示の結果、仕事をして、その仕事によつて生じた費用は、特別区だけは國家が負担するけれども、他の道府県の總理大臣の指示に基く費用は俺は知らんのだといふことにこの規定がなつてゐる。これでは、これについて我々は、それは不公平だ。特別区は、官報にこれも検事も國民もそれらの点について委員会の速記録によつたところの指示権とが矛盾するといふことは、國民が成るほどこの六十二條の指示権にしなければならん。(「その通り」と呼ぶ者あり)これが、この壇上に立つて木村法務総裁が、委員会の速記録にあるのだからもう俺は答弁する必

要はないだろうといふようなことではなくて、國民一般にこの解釈を知らしむる必要があります。そこで我が党の岩木委員が委員会においてこれを總理大臣に質問した。ところが總理大臣は丁度欠席しておつたためにその代理として木村法務総裁が答えた。その答えたところによると、いわゆるそういうような特別の犯罪の捜査等に対し検察官が持つておるところの指示権といふものと、總理大臣が公安委員会に対して持つておる指示権といふものは、矛盾しないようあるといふ特別の考慮を拂い、犯罪の捜査等についての總理大臣の指示権といふものは、この中に包含しないのだ、こういふことを答へられたといふので、それならばそれをただ委員会の速記録によつてそつての總理大臣の指示権といふものは、國民一般が明瞭に知らなければいけないのだ、官報にこれを明瞭に記して、官報にこれも検事も國民もそれらの点について委員会の速記録によつたところの指示権とが矛盾するといふことを答へられたといふので、それならば、總理大臣の指示に基づいてその費用は、その特別区が負担するのである、都が負担するのだ、但し予算の許す範囲内においてその一部を國庫が負担すると、こうある。これでいいことです。いいことであるが、特別区だけにその費用の負担をするといふことが私は不公平だと思う。即ち六十二條の二において總理大臣がその各府県の公安委員会に対して指示を下す、その指示の結果、仕事をして、その仕事によつて生じた費用は、特別区だけは國家が負担するけれども、他の道府県の總理大臣の指示に基く費用は俺は知らんのだといふことにこの規定がなつてゐる。これでは、これについて我々は、それは不公平だ。特別区は、官報にこれも検事も國民もそれらの点について委員会の速記録によつたところの指示権とが矛盾するといふことは、國民が成るほどこの六十二條の指示権にしなければならん。(「その通り」と呼ぶ者あり)これが、この壇上に立つて木村法務総裁が、委員会の速記録にあるのだからもう俺は答弁する必

要はないだろうといふようなことではなくて、國民一般にこの解釈を知らしむる必要があります。そこで我が党の岩木委員が委員会においてこれを總理大臣に質問した。ところが總理大臣は丁度欠席しておつたためにその代理として木村法務総裁が答えた。その答えたところによると、いわゆるそういうような特別の犯罪の捜査等に対し検察官が持つておるところの指示権といふものと、總理大臣が公安委員会に対して持つておる指示権といふものは、矛盾しないようあるといふ特別の考慮を拂い、犯罪の捜査等についての總理大臣の指示権といふものは、この中に包含しないのだ、こういふことを答へられたといふので、それならばそれをただ委員会の速記録によつてそつての總理大臣の指示権といふものは、國民一般が明瞭に知らなければいけないのだ、官報にこれを明瞭に記して、官報にこれも検事も國民もそれらの点について委員会の速記録によつたところの指示権とが矛盾するといふことを答へられたといふので、それならば、總理大臣の指示に基づいてその費用は、その特別区が負担するのである、都が負担するのだ、但し予算の許す範囲内においてその一部を國庫が負担すると、こうある。これでいいことです。いいことであるが、特別区だけにその費用の負担をするといふことが私は不公平だと思う。即ち六十二條の二において總理大臣がその各府県の公安委員会に対して指示を下す、その指示の結果、仕事をして、その仕事によつて生じた費用は、特別区だけは國家が負担するけれども、他の道府県の總理大臣の指示に基く費用は俺は知らんのだといふことにこの規定がなつてゐる。これでは、これについて我々は、それは不公平だ。特別区は、官報にこれも検事も國民もそれらの点について委員会の速記録によつたところの指示権とが矛盾するといふことは、國民が成るほどこの六十二條の指示権にしなければならん。(「その通り」と呼ぶ者あり)これが、この壇上に立つて木村法務総裁が、委員会の速記録にあるのだからもう俺は答弁する必



は、先ほどの討論者によりましてしばしば指摘されましたように、今まで國家公安委員会或いは東京都特別区公安局委員会に属しておりますたところの国警長官並びに警視総監の任命権を總理が独占しようと、こういうような原案であったのです。これについて衆議院におきましては或る種の修正がなされておつたのであります。この結果におきまして、實際行われる面におきまして殆んど影響がないということは、今更私がこれについて多く説明を必要としないと想うのであります。こらいうよくな、いわば首相の権限が非常に強化擴大されることによりまして、今まで敗戦後作られましたところのこの警察の民主化、そしてその方向に公安委員会が作られまして、その指示によりまして、人民のための警察、こういうよくなやり方が、全く性格をここで一変せざるを得ない、こういうことになつて來るのであります。無論、現在の警察のやり方を見ますと、このよくな性格はすでに、最近のこの実際運営の面に現われているのであります。例えばマーデー事件や、或いは五・二五事件と呼ばれる事件、更に早大事件なんかによつてとられましたところの警察の態度につきましては、誠にこれは人民の血税によつて養われておるところの警察官としては言語遮断のやり方だと言わざるを得ないのであります。(「暴力団だ」と呼ぶ者あり)今や全く警察は国民のための警察ではなくして、

全く政府の傭兵或いは私兵的な性格を有し、まさに民族の独立と自主を愛好するところの国民運動を弾圧するところの組織として今国民の前に嚴然と巍えようとしておるのであります。而もこういうようなやり方に對しましても、なお例えは木村法務總裁のメーデー事件に対するところの当院におけるところの質問に対する答弁のことく、あれでは、まだやり足らなかつた、もつとやればよかつた、こういうような説明によつても明らかなように、又早大事件後におきまするところの吉田總理が一關閣幹部に漏らしたといふのありますけれども、警察に多少の行き過ぎはあつても士氣を沮喪するようないことはやめる、こういうようだ。誠にこれは、國民によつて選ばれたところの、國会によつて選ばれたところの總理大臣としては、あるまじきところの言動をやつておるのであります。が、「ひどい扇動だ」と呼ぶ者あり)こういう言動そのものによつても明らかなよう、今や、はつきりこれは、政府の私兵的な、傭兵的な彈圧機關として全く國民から遊離したところの存在になつておるのであります。

我々は見逃すことのできない多くのものを感じるのであります。それは吉田内閣の現在の悪政、いわゆる平和、安保の一條約並びに行政協定によりまして、まさに日本国民の利益に奉仕するのではなく、日本国民の利益を完全に、これはあえてアメリカに充満し、そうしてそれによるところのもう一つの諸悪が今日足下から起つておる。これに対するところの国民の反対、「いつも同じことじゃないか、そんなことしか言えないのか」と呼ぶ者あり）こういうものが激しく起つておることは、先ほど社会党の第二座室の松浦君の、例えば防衛省によるところの漁業の損害に対する質問に対しての外務大臣の答弁を聞いても明らかだらうと思つたりますが、これは單なる漁民にだけ起つてゐる問題じやなくて、土地取上げに対するところの農民の問題、或いは警察予備隊が強化されることによつていろ／＼な文化施設がその土地を取られる問題、或いは平和といつて独立が発効したと言われる今日、なお三百幾つの中或いは一所に網の目のようにして、今日行政協定の結果、日本は全くこれはアメリカの軍事基地として組織されておるのであります。こういうような形においては、どうしてもこれは民族の生活権を守るということは当然のこれは権利であります。こういうような運動が起る

のでありまするから、政府は現在のその充國的な政策を変えない限り、どうしてもこれを彈圧し、これを圧迫して、彼らがアメリカの下に番頭として約束したところの任務を遂行しなければならない。又そのためには、最近の行政協定、例えば第二十四條の緊急規定の発動のよくなことも、これは必要な事態が起らないとも限らないのです。そうして、行政協定第二十四條によりますと、これは言つまでもなく、米軍の指揮下に警察を備隊、國警、自治警等と、その他すべてを挙げてこれを編入し、そつしてそれをアメリカ軍の指揮監督の下に委ねる。これは共同防衛措置ということになるのでありまするが、当然行政協定のこのような規定によりまして急速に警察を一本化し、これを総理大臣の権限下に握るということは、今やはつきりとしたところの一つの要請となつてゐる。いわゆるアメリカの要請によりまして、このような性格の警察の再編成ということは、今の行政協定、二條約を結んだところの政府としては、当然附らざるを得ないところの歸結なのであります。このようにしまして、暫つて行われましたところの東條時代に優るところの、いわゆる行政、軍事、警察の三權を握りましたところの独裁的な性格がますますここに強化されることになつたのであります。これによつて何が起るかということは私は多く申上げ

の論者が申されたところであります。憲法による基本的個人権が完全にこれによつて侵害される。破防法とも関連しまして、これは憲法の軽視といふよりはな形で現われるであるうといふこと、又警察法がそもそも作られましたところの精神といふものは完全に疎闊さわれる。殊にも前文、第一條の目的、このような国民のために奉仕するところの警察の姿といふものは完全にこれは牛われるでありますよう。又地方自治体の自主性といふものは、事實上これはは、このよだな警察権の強化、或いは首相の指示によるところの命令、指揮系統の統一によりまして、完全にその根拠をなくしてしまつてあるうといふことは、私は、はつきり指摘せざるを得ないのでありますて、その結果は擧げてこれはアメリカの軍事基地日本をして、來たるべき場合におきまして日本をその侵略基地として、又その手先として戦争に駆り立てるところの、このファシズム的な体制をもつとし、強力に推し進める結果が、明らかにこれは我々の前に押し付けられてゐるのであります。こういふものに対してもして一体我々が賛成することができるかどうか。これは多くの同僚諸君とも、もつと民族を憂える立場から、真にこれは胸襟を開いて話してみたいところで我々は考るのであります。(何を言ひんだ)そりだ」と呼ぶ者あり

11

所期の目的を達することができるであります。り) 而も現在警察組織がそのようなやり方をしてしまして、強制的な警察体制を強化したとしましても、果してそれなりに所期の目的を達することができるであります。うかどうかという問題であります。この点については諸君はこれはうかうかりしていられるのではないかと思つ。現在警察の内部を皆さん方が真剣にこれは労働者としての警察官の立場に立つておられます。今日は國民の敵のように至る所でこれが糾弾されて いるのであります。我々は警察官も労働者だと考えておられるのです。今日は國民の敵のように至る所でこれが糾弾されて いるのであります。労働者としてこの警察官を見るときには、誠に同情せざるを得ない立場にある。それは言うまでもなく労働が非常に過剰でありまして、そろしき見るとときに、誠に同情せざるを得ないのであります。そうして、最近の不正な強権、これらの背後からの強力な圧制によりまして、止むを得ずいろいろな行動をとらざるを得ない結果、そこに傷害事件なんかに金を、これに対して職務による障害補償の問題なんかが最も最近きめられたのであります。最高百万円といふような、いわば警察官一個人の命を償うためにそういうふうなふうな態勢をさせざれば今や動かないほどにまで決定されて奨励金がこれは付ければ付かれておるのであります。こうしてようやく私は今日はこれは疲弊消耗しているところの内部事情といふものは、非常思つのであります。警察官のこういふ

ような態勢に對しまして、もうその妻や子供が數いてる。併し警察官として自分の任務を盡さなければ食えないから止むなくやつてゐるのだとうようやくに警察官の多くは語つてゐるだろうと思ふ。更に、まさに次に來たるべき新しい時代に對して、根本的な彼は恐れ、恐怖を持つてゐる。彼らはしばしばこれはひそかに漏らしている。我々は心からやつてない。命令だから仕方がなくやつていて。又孫子の謀略といふようなことを考へると、果して國民を強壓する、こういふなぞな割をやつてゐるというと先のこととが安じられる。どういふことは、しばへ警察官の述懐として述べられてゐるのであります。これは自由黨の諸君なんとかにはこういふことは恐らく伝えないとろろと思う。(笑声)こういふことを考へると、意氣地のない警察官とか、やり足らない警察官だとか、ういうようなことになつて、そういう警察官を雇つては駄目だというのを即刻首になつてしまふ。諸君のよつち支配階級に誰が一体眞相を漏らすものですか。労働者は労働者の味方であつところの我々にしかこれを漏らさない。だから君たちは残念ながらこれ一生懸命になり、木村法務總裁がこうしたことを知ろうと思つたつて、あなたがわらあなたの方は、これは特權階級としてこういふような警官を使つて、

このようない形の中に、一部の悪質幹部は、番大吉田内閣に奉仕する立場から、ぎりぎりこれらの方者に対しまして強制労働を強化して来る、こういう形で今日現在の警察行政が進められておるのであります。このような方式が長く続くはずはない。だから、如何に吉田内閣が独善的な形を以てアメリカの命するままに警察を強化し、警察予備隊の下請、或いは防護法の下請的な任務をやらせようとしても、これは、はつきり下から崩壊せざるを得ないところの、科学的な、社会的な原因、經濟的な原因を、はつきり持つておるのだということを私は指摘いたしたい。

若しこれに対し異議のあるかたは、十分に、木村君とか、安井君のごとき、先ず一番先にお調べになつて御覽になれば、はつきりするのであります。

我々はこういうような立場から、このような時代に反した、いわばもう前時代的な警察国家の体制に再び日本を戻そそとするようないこの警察法の改正に対しましては、絶対にこれは賛成することはできないのでありますと、我々はこのよいうな独裁政治の現われであるところの権力、強權の馬鹿らしい使用に対しましては、飽くまでも反対することをはつきり声明しまして、私の反対討論を終る次第であります。(拍手) ○副議長(三木治郎君) 法務総裁から発言を求められました。木村法務総裁。

○國務大臣(木村篤太郎君) 一松議員  
のお求めによりまして、この際、政府  
の見解を明らかにいたしたいと考えま  
す。

改正法案第六十一条の二の「公安維  
持上必要な事項」と申しますのは、主  
として警備運営等に関する事項を言う  
のであります。犯罪の捜査は含まれ  
てないものであります。ただ治安上特  
に重要な場合には、捜査に關しまし  
て、捜査態勢を整えさせるため、例え  
ば警察の応援關係について指示をする  
ようなこともあります。指示する意  
旨と捜査そのものについて指示する意  
図はないであります。捜査につきま  
しては、警察と検察との關係は、刑事  
訴訟法によることになつておるのであ  
りまして、警察法は一般法で、刑訴の  
特別法ではないのでありますから、刑  
事訴訟法に違反するような指示はでき  
得ないものであります。

第二に、總理大臣の指示に基きまし  
て、特別区の費用について、一部国庫  
の予算の許す限りにおいて負担をする  
ことに規定はなつておるのであります  
が、この特別の指示によりまして普  
通の自治警察についても特に費用が要  
つた場合におきましては、それについ  
ては、将来国庫において予算の許す限  
りこれを補填いたしたいと、こう考え  
ておる次第であります。(拍手)

國務大臣木村篤太郎君登壇、拍

○国務大臣(木村篤太郎君)　一松議員の求めによりまして、この際、政府の見解を明らかにいたしたいと考えます。

昭和二十七年七月三十一日 参議院会議録第七十三号



大蔵省設置法の一部を改正する法律案両院協議会成案  
参議院議決の通りとする。

本院は大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案両院協議会成案を可決した。

よつて国会法第九十三條により送付する。

昭和二十七年七月三十一日

衆議院議長 林 譲治

参議院議長 佐藤尚武殿

大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案両院協議会成案

参議院議長 佐藤尚武殿 一  
譲治

大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案両院協議会成案

参議院議長 佐藤尚武殿 一  
譲治

○河井彌八君 只々議題となりました  
通商産業省設置法案外四件の両院協議会の経過及び結果を御報告申上げます。

一昨二十九日に両院協議会を開会いたしましたのであります。衆議院側の倉石忠雄君が議長の職を転られたのであります。先ず衆議院側からこの協議会の開催を要求した理由を申述べられ、そして更に衆議院から修正案につきまして質問をいたしましたのであります。その主な事柄を申上げますと、外局、内局の問題であります。それからもう一つは部を廃止した問題、それから更に又林野庁の営林局の移転及び廃止、設

置等の問題であります。これに対しまして参議院側からは、楠見委員が最も明瞭に且つはつきりした強い印象を以ちました。そこで暫く懇談のため休憩いたしましたが、その休憩を終りまして、かような結論になつたのであります。即ち只今発表のありました通り、通商産業省設置法案は参議院議決の通りとするという成案が成立つたのであります。なお他の四案につきましても、同様、参議院議決の通りとする成案が成り立ちました。これは全会一致を以て、さように決定いたしました。

その際、日程にござましても、同様、参議院議決の通りとする成案が成り立ちました。これは全会一致を以て、さように決定いたしました。

そこで衆議院の議長から申合せ事項として協議会に提出されたものがあります。即ちこれを読んでみますと、

「中央及び地方を通ずる行政機構につき徹底的な調査研究を行い、理想的な機構を確立するため、強力な調査機構を設くべきである。」といふ申合せ事項であります。これ又、全会一致を以て決定いたした次第であります。

これを以て報告を終ります。(「名議長」と呼ぶ者あり、拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなく、れば、これより成案の採決をいたします。通商産業省設置法案外四件の両院協議会成案全部を問題に供します。

昭和二十七年七月三十一日 参議院会議録第七十三号 議事日程追加の件 保安庁法案両院協議会成案外四件

五件の成案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

よつて報告する。

昭和二十七年七月二十九日

保安庁法案外四件両院協議会成案

委員議長 河井彌八君

参議院議長 佐藤尚武殿

海上公安局法案両院協議会成案

衆議院議長 林 譲治

参議院議長 佐藤尚武殿

海上公安局法案両院協議会成案

参議院議長 佐藤尚武殿

右別冊の通り両院協議会の成案を得案を可決した。

よつて国会法第九十三條により送付する。

昭和二十七年七月三十一日

保安庁法案両院協議会成案

参議院議長 佐藤尚武殿

海上公安局法案両院協議会成案

参議院議長 佐藤尚武殿

海上公安局法案両院協議会成

本院は行政機關職員定員法の一部を改正する法律案両院協議会成案を可決した。

よつて国会法第九十三條により送付する。

昭和二十七年七月三十一日  
衆議院議長 林 譲治

参議院議長 佐藤尚武殿

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案両院協議会成案

参議院議決の通りとする。

河井彌八君 保安庁法案外四件の両院協議会の経過及び結果を御報告申上

只今報告いたしました通商産業省設置法案等の両院協議会が終了いたしまして、直ちにこの五条の両院協議会を開いたのであります。衆議院側の倉石忠雄君が議長の職を執られて協議に入りましたが、これにつきましては、何らの発言もなく全会一致を以て、すべてそれら、参議院議決の通りとするという成案が決定せられた次第であります。

これを以て報告を終ります。(拍手)  
○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより成案の採決をいたします。保安庁法案外四件の両院協議会成案、全部を問題に供します。五件の成案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて五件の成案は可決せられました。

昭和二十七年七月三十一日  
衆議院議長 林 譲治

参議院議長 佐藤尚武殿

追加して、日本電信電話公社法案両院協議会成案(衆議院送付)を議題とする。

〔河井彌八君登壇、拍手〕

○議長(佐藤尚武君) この際、日程にあります。先ず協議委員議長の報告を求めます。協議委員議長鈴木恭一君。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。

右別冊の通り両院協議会の成案を得た。

日本電信電話公社法案

昭和二十七年七月二十九日  
日本電信電話公社

協議委員議長 鈴木 恭一

公社法案両院協議会

日本電信電話公社法案両院協議会  
参議院議長佐藤尚武殿

成案  
参議院議決の通りとする。

日本電信電話公社法案両院協議会  
議会成案を可決した。

昭和二十七年七月三十一日

衆議院議長 林 譲治

参議院議長 佐藤尚武殿

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。この第三は、公社の國庫納付金に関する規定を削除した修正であります。この公社は政府の全額出資によるものであるから、その利益金の一部を国庫に納付する制度は存置する必要があります。

日本電信電話公社法案両院協議会  
成案

参議院議決の通りとする。

〔鈴木恭一君登壇、拍手〕

○鈴木恭一君 只今議題となりました

日本電信電話公社法案に関する両院協議会につきまして、両院協議会の経過並びに結果について御報告申上げます。

両院協議会は、一昨二十九日開会、慎重且つ熱心に協議を行なつたのであります。先ず衆議院側を代表して橋本登美三郎君より、衆議院が両院協議会を要請いたしました十二カ條の行われたのであります。即ちその理由を要約いたしますと、本法案に関して説明が行われたのであります。即ちその理由を要約いたしました十二カ條の行なつた後、懇談会を開いたのであります。

その第一は、本法案第二十八條第二項で、公社の職員が町村の議会の議員にのみ兼任が認められていた原案を、市議会の議員にもなれるよう修正したことは、日本国有鉄道の例もあるので、原案によることが望ましいといふのであります。

その第二は、本法案第四十三條第六号及び第七十二條但書の修正であつて、経済事情の変動をして、経済事情の変動その他の予測の予測し得ない臨時支出の必要が生じた場合、予算がないために支給ができないことになるから、一定の限度に限り、主務大臣の認可を得て、臨時に給与を支給し得る途を講じ、この欠陥を是正する必要があること。第三点に

臨時に給與を支給することができるよう規定したものであります。これが財政法上及び会計法上、問題であるといふのであります。

その第三は、公社の國庫納付金に関する規定を削除した修正であります。この公社は政府の全額出資によるものであるから、その利益金の一部を国庫に納付する制度は存置する必要があります。

以上が新谷寅三郎君の説明の要旨であります。同君の説明が終つてか

以上の三点に対し、新谷寅三郎君より参議院側を代表して、修正の理由について説明が行なわれたのであります。

即ち第一の点に対しては、日本国有鉄道においては、原案のことくに規定されているが、専売公社においては、かかる規定は置かれていません。即ち第一の点に対しては、日本国有鉄道においては、原案のことくに規定されているが、専売公社においては、かかる規定は置かれていません。即ち第一の点に対しては、日本国有鉄道においては、原案のことくに規定されているが、専売公社においては、かかる規定は置かれていません。即ち第一の点に対しては、役員及び職員の給与は、第七十二條によつて予算で定められた給与額を超ゆることを許されない。従つて、経済事情の変動その他の予測し得ない臨時支出の必要が生じた場合、予算がないために支給ができないことになるから、一定の限度に限り、主務大臣の認可を得て、臨時に給与を支給し得る途を講じ、この欠陥を是正する必要があること。第三点に

社に対する出資の利益還元にあるとし

ているが、公社経営上の利益は、縦越

損失の補填、設備及び事業の改善、料

金の引下げに当てるべきであり、且つ固

有鉄道で規定されているように、損失を

一般会計が補填する規定のないこの公

社が、利益の一部を国庫に納付すること

とは不合理であると認められること。

以上が新谷寅三郎君の説明の要旨であります。

両院協議会は、両院を離れ打合せ

を行なつた後、懇談会を開いたま

た。その後両院協議会を再開いたしま

したところ、別段協議委員より発言も

なきため、議長発議によつて参議院議

決の通りとする案の採決を行いました

結果、全会一致を以て可決せられま

したので、ここに両院協議会は成案を得

たのであります。

以上御報告申上げます。

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もな

ければ、これより成案の採決をいたし

ます。成案全部を問題に供します。成

案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めま

す。よつて成案は可決せられました。

對しては、この納付金制度は、国の公



## 昭和二十七年七月三十一日 参議院会議録第七十三号 労働関係調整法等の一部を改正する法律案

労働関係調整法等の一部を改正する法律案

地方公営企業労働関係法案

右別冊の通り両院協議会の成案を得た。

よつて報告する。

昭和二十七年七月三十日

労働関係調整法等の一部を改正する法律案

改正する法律案外一件両院

協議会参議院協議委員議長  
一松 政二

參議院議長佐藤尚武殿

労働関係調整法の改正規定

る法律案両院協議会成案

第一條労働関係調整法の改正規定

の参議院議決第三十五條の第二項中「同意を得なければならない。」を「意見を聞かなければならぬ。」に改め、同條第三項及び第四項を削り、同條第五項を同條第三項とする。

同參議院議決第三十五條の第三項中「第五項」を「第三項」に改める。

第二條公共企業体労働関係法の改正規定の参議院議決第十六條に関する部分を次のように改める。

第十六條第一項中「公共企業体」を「公共企業体等」に改め、同條第二項を加える。

二項中「十日以内に、」の下に「事山を附し」を加える。

同第四十條第一項を次のように改め、同條第二項から第四項までは衆議院議決の通りとする。

六 國家公務員に対する年末手当

六 國家公務員に対する年末手当

左に掲げる法律の規定は、第二條第二項第一号の職員（第四條第一項但書に規定する者を除く。）については、適用しない。

一項但書に規定する者を除く。に

左に掲げる法律の規定は、第二條第二項第一号の職員（第四條第一項但書に規定する者を除く。）については、適用しない。

一項但書に規定する者を除く。に

三 國家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の規定

四 一般職の職員の給與に関する法律（昭和二十五年法律第九十号）の規定

五 國家公務員の職階制に関する法律（昭和二十六年法律第二百六十六号）の規定

六 國家公務員に対する年末手当の支給に関する法律（昭和二十六年法律第二百六十六号）の規定

七 國家公務員に対する年末手当の支給に関する法律（昭和二十六年法律第二百六十六号）の規定

八 國家公務員に対する年末手当の支給に関する法律（昭和二十六年法律第二百六十六号）の規定

九 國家公務員に対する年末手当の支給に関する法律（昭和二十六年法律第二百六十六号）の規定

十 國家公務員に対する年末手当の支給に関する法律（昭和二十六年法律第二百六十六号）の規定

十一 國家公務員に対する年末手当の支給に関する法律（昭和二十六年法律第二百六十六号）の規定

十二 國家公務員に対する年末手当の支給に関する法律（昭和二十六年法律第二百六十六号）の規定

十三 國家公務員に対する年末手当の支給に関する法律（昭和二十六年法律第二百六十六号）の規定

十四 國家公務員に対する年末手当の支給に関する法律（昭和二十六年法律第二百六十六号）の規定

十五 國家公務員に対する年末手当の支給に関する法律（昭和二十六年法律第二百六十六号）の規定

十六 國家公務員に対する年末手当の支給に関する法律（昭和二十六年法律第二百六十六号）の規定

十七 國家公務員に対する年末手当の支給に関する法律（昭和二十六年法律第二百六十六号）の規定

十八 國家公務員に対する年末手当の支給に関する法律（昭和二十六年法律第二百六十六号）の規定

十九 國家公務員に対する年末手当の支給に関する法律（昭和二十六年法律第二百六十六号）の規定

二十 國家公務員に対する年末手当の支給に関する法律（昭和二十六年法律第二百六十六号）の規定

二十一 國家公務員に対する年末手当の支給に関する法律（昭和二十六年法律第二百六十六号）の規定

二十二 國家公務員に対する年末手当の支給に関する法律（昭和二十六年法律第二百六十六号）の規定

二十三 國家公務員に対する年末手当の支給に関する法律（昭和二十六年法律第二百六十六号）の規定

二十四 國家公務員に対する年末手当の支給に関する法律（昭和二十六年法律第二百六十六号）の規定

二十五 國家公務員に対する年末手当の支給に関する法律（昭和二十六年法律第二百六十六号）の規定

一九一八

〔一松政二君登壇、拍手〕

○「松政二君」只今議題となりました労働関係調整法等の一部を改正する法律案外一件両院協議会成案につきまして、その協議会の経過並びに結果について御報告申上げます。

協議会は一昨七月二十九日並びに三  
十日の両日に亘つて開かれ、その間慣  
重且つ熱心に協議が行われたのであ  
ります。一昨二十九日兩院議会におけ  
る本院側の議長には私が、副議長とし  
ては波多野林一君が互選せられ、衆議  
院側の議長は倉石忠雄君、副議長は西  
村久之君に決定せられ、両院協議会の  
初回の議長には倉石忠雄君がこれに當  
り、協議に入つたのであります。

先ず衆議院側を代表いたしまして、  
島田未信君は、衆議院が両院協議会を  
求めた趣旨につきまして、今般の労働法  
改正案についてまして、参議院におい  
て慎重審議をせられ、相当の修正をな  
された点について、衆議院としてはでき  
るだけこれを尊重するという態度を以  
て検討いたしました。その結果、衆議  
院としましては、独立後の事態に対処  
し、労使関係を合理的、平和的に処理  
し、経済自立の達成と、公共の福祉を  
保持する上において、又実際上の法の  
運用面から見ても、この點若干の重要  
な点について、参議院の再考を願い、  
適切なる成案を得たい旨の説明がなさ  
れたのであります。これに対しまし  
て、参議院側は、中村正雄君が本院を

代表して、修正議決に至つた経過について、先般本院において、本会議に報告せられました大要について説明せられたのであります。その詳細は重複の嫌いがありますから、速記録によつて御覽を願いたいと思うのであります。  
それからいろいろと協議に入つたのでありまするが、なおお互いに肚を割つた話合いをするために、速記を中止したり、いろいろと懇談にも移りましたり、あらゆる方法を以て論議いたしましたのでありますが、先ず衆議院側の參議院の修正に対する最後の案を示してもらいたい。こういうことで、衆議院側の考え方として島田木信君から、労働関係法規の改正案のうち、労働基準法の一部を改正する法律案については、參議院修正の通り衆議院としてもこれに同意を表すべき方向に意見をまとめたため努力を傾けていた。併しながら労調法等の一部改正案及び地方公労法案に関する修正のうちの若干の点については、同意のできないものがあり、政府としても労働問題の処理上動きのとれない点も明らかになつた。誠に遺憾ではあるが、そのままでは応じがたい旨の発言がありましたし、そろしてその具体的な要件の七カ條を挙げて我々に説明があつたのであります。

本体における協定と予算との関係及び國營企業職員に関する國家公務員法の適用除外の点等が問題とされ、次に地方公營企業労働関係法案につきましては、地方の条例と地方公營企業の協定との関係、地方公營企業における予算上履行不可能な協定についての措置、地方公營企業における争議行為に関する点及び地方公務員中の單純労務者の範囲等の諸点について、つまりその七カ條の点について同意しがたい旨主張せられた。

その理由を申上げますと、第一に、緊急調整について、中労委の事前の同意を要するとした參議院修正は、実際問題として中労委の使用者或いは労働者、いずれかの一方の委員が、一人でも会議に出ることを拒否すれば、中労委の同意を表明する方法がないということになつて、緊急調整制度を認めながら、それが實際上動きのとれないということになつては、我々立法府としては、かよくな法律を作るわけには行かない。この点は、中労委の意見を開くという程度に改めてもらいたい。なお緊急調整に関する參議院修正の爾余の点、例えば決定権者を内閣総理大臣にするとか、要件を更に厳格に表現するとかという点については異議はないと申しておきました。

第二に、公共企業体における協定と予算については、參議院修正のこと、政府が国会の承認を得るため、で

きるだけの措置を講ずるよう努めること、その義務を課することは、政府を拘束しないという建前に反するのみならず、協定が不适当に制限圧迫することによる虞れがあるから、従来の慣行上確立されているところに従つて、法文上は現行通りとすることが至当であるとの意見がありました。

第三点は、公労法の適用を受ける国営企業の職員たる国家公務員について、参議院修正のよう、団体交渉又は労働協約を制限するよう規定は、一切これを排除するといふような包括的な規定については、国営企業の職員といえども公務員たるに違ひはないのであるから、その利益を保護するために、原案のことく明確に適用除外の規定を列挙して置く必要があるというのあります。

第四点としては、地方の条例と地方公営企業の協定との関係につきましては、条例に抵触する協定が締結されたときは、直ちに地方公共団体の議会に条例の改廃案を付議するとなす参議院修正は、協定が当然に条例に優先した効力を認めることになるので、この点については原案のことく、このような条例違反の協定は一応議会の承認を得て初めて条例改廃の措置をとることとするのが至当ではないかという意見であります。

上履行不可能な協定についてであります。が、この点に関しては、参議院では公労法第十六條におけると同様な修正がなされたのであります。これについては公労法の場合と同じく原案通りとすることが適当ではないかという意見であります。

第六は、争議行為に関する地方公営企業については一切の争議行為が禁止されているが、参議院の修正では違法の争議行為を共謀、教唆、扇動するとの禁止規定が削除されており、公労法の規定にも同様の規定があるので、地方公営企業のみにこれを許す理由はなく、而も争議行為を現実に指令する組合幹部は、おむね組合の専従者であつて、指令を下すだけで、実際の争議行為には参加せず、指令に盲従した一般組合員だけが処分されるという不合理が生ずるから、原案通りの禁止規定は置くべきであるとの意見であります。

最後に第七の点は、地方公務員中の單純労働者の範囲についてであります。参議院の修正においては、これら単純労務職員について、地方公務員法を準用して団体交渉権を認められたが、この点については、政府もしばく特別の立法措置を至急講すべきであると公約しているのであって、この問題を一挙に解決した参議院修正の趣旨については、衆議院側も異議はないのであるが、ただ單純労働者の範囲について

三

一九一

複雑であるから、これを政令で定める  
こととして、疑問の余地がないように  
することが必要ではないかと信ずる等  
の意見を述べられまして、参議院則の

再考を求めて参つたのであります。

をそのまま「そ」として討議することをやめまして、別室に一応上げて、そちら

して先ず參議院側の意見をいたり、國  
わしましたが、先ずこの七点では殆ん  
ど參議院修正を又元へ戻すような結果

なるので、それでは面白くないから、  
もつと絞れるだけ衆議院のほうで絞

りて出すべきではないかといふ意見でありますて、その交渉に不肖私を命ぜられたものでありまするから、私がい

いろいろ折衝をいたしまして、以上七点の修正案の中の五点だけ、一点は參議

官

に條例を改正するということについで、は、議論をいたしましても、大した相違がないので、参議院側の修正をそのまま否もう。七点のうち二点は参議院修正通りにいたしまして、第四十條にあるいわゆる適用排除の点につきましては、原案の通りでなく、原案をかなり抜げて、適用排除の範囲をかなり拡げまして、参議院側としても、やや満足するような点に達したのであります。でありますから、七点のうちの二点はおよそ我々の主張の通りであるし

あとにはいわゆる公労法と地方公営企業の予算上の問題につきましては、参議院側の修正とはやや趣きを異にして残りの二つ、いわゆる緊急調整の問題につきましては、いろいろ議論がありましたが、すでに参議院において、これを原案には、労働大臣であつたものを総理大臣とし、それからその発動の條件を厳しく轉つておりますから、衆議院の意見を聞くということに、参議院側としても多数の人は、これに承諾する態度に出たわけであります。ただ参議院側の一応排除した地方公営企業の場合のいわゆる燐る、そそのかすとのいう問題を参議院でこれを削除する場合におきましても、さほど重要には考えていなかつたけれども、お互の一一致点に達する場合に、それではそれを省こうといふことになつてやつた關係わけであります。従いまして、およそ参議院の修正案とやや満足を得べきともありますし、これを復活いたしまして、でも、大多数の人には異議はなかつたのです。これまで、お互に熱心に協議が達成されたのであります。であります、どうしても二十九日には決定点に達せず、三十日に亘りまして、三十日の午前十一時三十分、再び両院協議会を開くことを決定することを申合せて、二十九日

の第一回の協議会を終つたわけであります。

午後十時十九分開議

きより会議を開きます。

貴君の名前を耳にしたことはないが、お手に取  
る件を議題とすることに御異議ござい  
ませんが。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

認めます。本日内閣総理大臣から  
本電信電話公社法施行法第一條及び日  
本電信電話公社法第十二條の規定によ

り井上富三君、大橋八郎君、河上弘一  
君、新闖八洲太郎君、古野伊之助君を、

日本電信電話公社経営委員会委員となるべき者に指名することについて、本院の同意を求めて参りました。本件に

同意する」と云々賛成の諸君の起立を求  
めます。

〔賛成者起立〕

て同意することに決しました。(拍手)

○参事朗読(三木清朗著) 参事に報告せます。

本日委員長から左の報告書を提出した。

地方行政委員会請願審査報告書第一  
号同特別報告第一号及び第二号  
地方行政委員会陳情審査報告書第一

号同特別報告第一号及び第二号

|                         |                                      |
|-------------------------|--------------------------------------|
| 農業委員会書記の恩給に関する請願        | 岩手県久慈町の起債全体計画に関する請願                  |
| 六・三制学校特別教室等の建設費起債に関する請願 | 地方財政平衡交付金法中に幼稚園と定時制高等学校校舎建設費起債に関する請願 |
| 国庫補助金等早期交付に関する請願        | 地方自治法改正法案反対等に関する請願                   |
| 起債の早期認可に関する請願           | 公営企業建設費起債の優先割当に関する請願                 |
| 地方税制改革に関する請願            | 地方公共團体に対し国庫負担金増額に関する請願               |
| 營業用トラックの自動車税軽減に関する請願    | 長崎県青島の電燈、動力設備資金起債許可に関する請願            |
| 自動車税軽減等に関する請願(九件)       | 農業協同組合連合会医療施設を固定資産税の非課税対象とするの請願      |
| 自動車税引上げ反対等に関する請願(三件)    | 地方財政平衡交付金法中一部改正等に関する請願               |
| 乗合自動車税軽減に関する請願          | 高等学校定時制分校々舎建築費起債に関する請願               |
| 寺院、クリーに対する課税免除の請願       | 五大市の区選管委員会存置に関する請願                   |
| 助産婦に対する特別所得税等の課税        | 新規業に対する地方税非課税等の請願                    |
| 適正化の請願                  | 公職選挙法の一部を改正する法案中第二〇九條の二修正に関する請願      |
| 地方税法中一部改正に関する請願         | 地方自治法改正案反対に関する陳情                     |
| 弁護士に対する課税の請願            | 地方自治法改正案反対に関する陳情                     |
| 助産婦の特別所得税免除に関する請願       | 地方法改正案に關する陳情                         |
| 京都府舞鶴市等の費測定単位に関する請願     | 外人宿泊客に対する遊興飲食税免除の請願                  |
| 消防水利施設費国庫補助増額等に関する請願    | 映画、演劇の入場税軽減に関する請願                    |
| 自治消防整備強化に関する請願          | 純舞踊の入場税軽減に関する請願                      |

|                                 |                                 |
|---------------------------------|---------------------------------|
| 岩手県久慈町の起債全体計画に関する請願             | 岩手県久慈町の起債全体計画に関する請願             |
| 地方法改正法案反対等に関する請願                | 明記する等の請願                        |
| 公営企業建設費起債の優先割当に関する請願            | 地方自治法改正法案反対等に関する請願              |
| 地方公共團体に対し国庫負担金増額に関する請願          | 公営企業建設費起債の優先割当に関する請願            |
| 長崎県青島の電燈、動力設備資金起債許可に関する請願       | 長崎県青島の電燈、動力設備資金起債許可に関する請願       |
| 農業協同組合連合会医療施設を固定資産税の非課税対象とするの請願 | 農業協同組合連合会医療施設を固定資産税の非課税対象とするの請願 |
| 地方財政平衡交付金法中一部改正等に関する請願          | 地方財政平衡交付金法中一部改正等に関する請願          |
| 高等学校定時制分校々舎建築費起債に関する請願          | 五大市の区選管委員会存置に関する請願              |
| 五大市の区選管委員会存置に関する請願              | 新規業に対する地方税非課税等の請願               |
| 新規業に対する地方税非課税等の請願               | 公職選挙法の一部を改正する法案中第二〇九條の二修正に関する請願 |
| 地方法改正案反対に関する陳情                  | 地方法改正案反対に関する陳情                  |
| 地方法改正案に關する陳情                    | 地方法改正案に關する陳情                    |
| 外人宿泊客に対する遊興飲食税免除の請願             | 外人宿泊客に対する遊興飲食税免除の請願             |
| 映画、演劇の入場税軽減に関する請願               | 映画、演劇の入場税軽減に関する請願               |
| 純舞踊の入場税軽減に関する請願                 | 純舞踊の入場税軽減に関する請願                 |

|                                 |                        |
|---------------------------------|------------------------|
| 岩手県久慈町の起債全体計画に関する請願             | 理容美容業に対する特別所得税軽減の請願    |
| 地方法改正法案反対等に関する請願                | 出版業者に対する事業税免除の請願       |
| 公営企業建設費起債の優先割当に関する請願            | 教育研究に対する電気ガス税免除の請願     |
| 長崎県青島の電燈、動力設備資金起債許可に関する請願       | 教育研究に対する電気ガス税免除の請願     |
| 農業協同組合連合会医療施設を固定資産税の非課税対象とするの請願 | 民間学術研究機関に対する電気ガス税免除の請願 |
| 地方財政平衡交付金法中一部改正等に関する請願          | 民間学術研究機関に対する電気ガス税免除の請願 |
| 高等学校定時制分校々舎建築費起債に関する請願          | 地区署設置等の請願              |
| 五大市の区選管委員会存置に関する請願              | 岡山県赤鳥町に自治警察廃止に伴う税免除の請願 |
| 新規業に対する地方税非課税等の請願               | 警察法第四〇條の特例に関する請願       |
| 公職選挙法中一部改正等に関する請願               | 道路交通事故法中一部改正に関する請願     |
| 地方法改正案反対に関する陳情                  | 道路交通事故法中一部改正に関する陳情     |
| 地方法改正案に關する陳情                    | 地方法改正案に關する陳情           |
| 外人宿泊客に対する遊興飲食税免除の請願             | 地方法改正案に關する陳情           |
| 映画、演劇の入場税軽減に関する請願               | 地方法改正案に關する陳情           |
| 純舞踊の入場税軽減に関する請願                 | 地方法改正案に關する陳情           |

|                                 |                              |
|---------------------------------|------------------------------|
| 岩手県久慈町の起債全体計画に関する請願             | 地方制度調査会構成員に地方議会代表者多国籍の陳情(二件) |
| 地方法改正法案反対等に関する請願                | 地方法改正法案反対等に関する請願             |
| 公営企業建設費起債の優先割当に関する請願            | 地方法改正法案反対等に関する請願             |
| 長崎県青島の電燈、動力設備資金起債許可に関する請願       | 地方法改正法案反対等に関する請願             |
| 農業協同組合連合会医療施設を固定資産税の非課税対象とするの請願 | 地方法改正法案反対等に関する請願             |
| 地方財政平衡交付金法中一部改正等に関する請願          | 地方法改正法案反対等に関する請願             |
| 高等学校定時制分校々舎建築費起債に関する請願          | 地方法改正法案反対等に関する請願             |
| 五大市の区選管委員会存置に関する請願              | 地方法改正法案反対等に関する請願             |
| 新規業に対する地方税非課税等の請願               | 地方法改正法案反対等に関する請願             |
| 公職選挙法の一部を改正する法案中第二〇九條の二修正に関する請願 | 地方法改正法案反対等に関する請願             |
| 地方法改正案反対に関する陳情                  | 地方法改正案反対に関する陳情               |
| 地方法改正案に關する陳情                    | 地方法改正案に關する陳情                 |
| 外人宿泊客に対する遊興飲食税免除の請願             | 地方法改正案に關する陳情                 |
| 映画、演劇の入場税軽減に関する請願               | 地方法改正案に關する陳情                 |
| 純舞踊の入場税軽減に関する請願                 | 地方法改正案に關する陳情                 |

|                                 |                  |
|---------------------------------|------------------|
| 岩手県久慈町の起債全体計画に関する請願             | 地方税制改革に関する陳情     |
| 地方法改正法案反対等に関する請願                | 地方法改正法案反対等に関する陳情 |
| 公営企業建設費起債の優先割当に関する請願            | 地方法改正法案反対等に関する陳情 |
| 長崎県青島の電燈、動力設備資金起債許可に関する請願       | 地方法改正法案反対等に関する陳情 |
| 農業協同組合連合会医療施設を固定資産税の非課税対象とするの請願 | 地方法改正法案反対等に関する陳情 |
| 地方財政平衡交付金法中一部改正等に関する請願          | 地方法改正法案反対等に関する陳情 |
| 高等学校定時制分校々舎建築費起債に関する請願          | 地方法改正法案反対等に関する陳情 |
| 五大市の区選管委員会存置に関する請願              | 地方法改正法案反対等に関する陳情 |
| 新規業に対する地方税非課税等の請願               | 地方法改正法案反対等に関する陳情 |
| 公職選挙法の一部を改正する法案中第二〇九條の二修正に関する請願 | 地方法改正法案反対等に関する陳情 |
| 地方法改正案反対に関する陳情                  | 地方法改正案反対に関する陳情   |
| 地方法改正案に關する陳情                    | 地方法改正案に關する陳情     |
| 外人宿泊客に対する遊興飲食税免除の請願             | 地方法改正案に關する陳情     |
| 映画、演劇の入場税軽減に関する請願               | 地方法改正案に關する陳情     |
| 純舞踊の入場税軽減に関する請願                 | 地方法改正案に關する陳情     |

〔堀末治君登壇、拍手〕

○堀内治君 只今議題となりました諸問題及び陳情について、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

委員会においては、付託された請  
願、陳情を地方行政、地方財政、地方  
税制、警察、消防等に分類して審査  
いたしましたので、以下順を追うて申上  
げます。

まして、いざれも願意おおむね妥当と認め、これを議院の会議に付し、内閣に送付することを要するものと決定しました。

又、陳情第九百八十四号、第千百六号、第千百十一号及び第千百二十三号は、主要道府県に建築部の設置を望むものであり、請願第千八百十七号は、地方公営企業に下水道の指定を願うものであり、請願第千八百四十二号、第二千二百九十五号及び第二千四百二十六号は、公営企業職員を一般公務員と別個に取扱ふことを要望するものであり、陳情第千三十号は、地方公営企業法中に監査委員に関する規定を設けることを望むものであり、請願第二千三百六十七号は、五大市の区選挙管理委員会の存置を要望するものであります、いざれも願意おおむね妥当と認め、これを議院の会議に付することを要するものと決定いたしました。

次に、地方財政関係について、請願第三十六号、第三百二十二号、第十五百号、第二千八百二十五号及び第三千百八十六号、並びに陳情第三十四号、第三十六号、第五十三号、第六十五号、第七十七号、第百三十三号、第二百四十六号、第二百六十八号、第三百二十四号、第三百五十五号及び第七百三十七号は、平衡交付金の増額を要望するものであり、請願第三十七号、第二百六十二号、第四百十九号、第二千八百六

十四号及び第二千八百八十七号、並びに陳情第四百四十四号及び第六百二十九号は、地方財政確立のため短期融資、起債、税財政制度の改革等を願うものであり、請願第五百八十二号、第五千五百三十七号、第五千五百三十八号、第五千五百四十四号、第五千五百四十三号、第五千五百三十八号及び第三千八百八十七号、並びに陳情第一百四十四号、第三百二十三号、第六百二十六号、第六百四十九号、第九百九十九号、第五十五号、第五百五十七号及び第五百二十一号、第五十号は、公営の住宅、学校、電気、港湾、都市計画等に要する起債の早期承認、梓の増額等を願うものであり、請願第六百四十四号及び陳情第六百三十一号は、地方公務員の退職金の財源措置を望むものでありますて、いざれも願意おおむね妥當と認め、これを議院の会議に付し、内閣に送付することを要するものと決定いたしました。

次に、税制關係について請願第二百七十八号及び第六百二十五号、並びに陳情第七号、第四十四号、第六百四十八号及び第六百九十九号は、地方税制の改革を要望するものであり、請願第四十五号、第六十一号乃至第六十三号、第一百八十号、第一百九十七号、第四百二十号、第四百三十一号、第四百五十七号、第四百五十八号及び第七百五十一号、

号、並びに陳情第七十六号、第八十四号及び第六百二十八号は、自動車税の輕減を願うものであります。又請願第三百九十五号は、農業協同組合の医療施設に対し、請願第五百九号は、寺院の固定資産に対し、請願第十七百三十四号は、農家の固定資産に対し、請願第六百二十五号及び第二千二百七十四号は、助産婦の特別所得に対し、請願第千七百九十四号は、弁護士の特別所得に対し、それゞゝ課税の減免を請求るものであります、いずれも願意をおおむね妥当と認め、これを議院の會議に付し、内閣に送付することを要するものと決定いたしました。

七号は、理容美容業に對し、請願第二千三百十一号、第二千三百八十九号、第二千三百九十五号及び第二千三百九十九号、並びに陳情第十二百十二号は、電気ガス税につき、それへ課税の減免の措置を願うものでありますて、いずれも願意おおむね妥當と認め、これを議院の会議に付することを要するものと決定しました。

請願第千百十四号は、住民投票により町村警察を廃止した町村に地区署を設置されたいとの趣旨であり、請願第千六百五十二号は、前回の警察法の改正により、住民投票の結果、自治体警察を廃止した町村が市となつた場合、当該市は市警察を維持しないことができるとの趣旨で、請願第千七百四号及び同第二千三百三十号は、警察法第四十條の特例、即ち自治体警察の廃止に決定した町村に対し、警察維持の責任転移の時期を繰上げる特例を設けられたいとの趣旨であり、請願第千九百八号は、道路交通取締法中、いわゆる無謀操縦に対する罰則の緩和を要望するものであつて、いずれも警察関係でありますが、以上請願五件とも、願意おおむね妥當と認め、これを議院の会議に付するを要するものと決定いたしました。

請願第十八百十八号は、京都府舞鶴市の警備上その他の特殊事情に鑑み、その警察費に対する平衡交付金の測定

単位を実情に即するよう措置せられたいとの趣旨であつて、願意おおむね妥当と認め、これを議院の会議に付し、内閣に送付を要するものと決定いたしました。

次に、請願第百四十号、同第百九十五号、同第二千九十一号及び陳情第百四十三号は、いずれも消防関係でありましたして、國庫補助の増額、起債の増額その他の措置により、自治体消防の整備強化を図られたいと要望するものであり、請願三件、陳情一件、計四件とも、願意おおむね妥当と認め、これを議院の会議に付し、内閣に送付を要するものと決定いたしました。

最後に、請願第三千百四十二号及び陳情第千二百八十四号は、潜在無効投票の処理方法として、各候補者の得票数に按分して差引くように公職選挙法を改正されたいとの趣旨であつて、願意おおむね妥當と認め、これを議院の会議に付するを要するものと決定いたしました。

右御報告いたします。

○副議長(三木治郎君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたしました。これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採決し、地方公營企業法案中一部修正に関する諸願外二十八件の請願及び北海道厅林務部存する事に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(三木治郎君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は、全会一致を以て採決し、地方公營企業法案中一部修正に関する諸願外二十八件の請願、及び北海道厅林務部存する事に賛成の陳情外二十四件の陳情のはまかは、内閣に送付することに決定いたしました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。午後十時三十五分休憩

午後十一時五十六分開議

○議長(佐藤尚武君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔参考朗読〕

本日來議院から左の議案を提出した。

○議長(佐藤尚武君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

参考に報告させます。

日本電信電話公社法等の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十七年七月三十一日  
衆議院議長 林 譲治  
参議院議長 佐藤尚武殿  
正する法律案

日本電信電話公社法等の一部を改

正する法律  
第一條 日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第一号)の一部を

次のように改正する。  
第十二条第三項第一号中「国家人事委員会」を「人事院」に改め

る。  
第二條 日本電信電話公社法施行法(昭和二十七年法律第一号)の一

部を次のように改正する。

第一條第三項中「第一号中「国家

人事委員会」を「人事院」に改め

る。

日本電信電話公社法等の一部を改

正する法律案可決報告書

本日議員寺尾豊君外二十四名から委員

会審査省略の要求書を附し左の議案を

提出した。

常任委員会の所管に関する臨時特別

た次第であります。  
以上御報告申上げます。(拍手)  
○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求める。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本

案に賛成の諸君の起立を求める。  
〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 過半數と認めます。よつて本案は可決せられました。

〔附則〕

この法律は、公布の日から施行す

ます。…参事の報告は先ほど済みま

部を改正する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございません。

○鈴木泰一君 只今議題となりました日本電信電話公社法等の一部を改正する法律案について、電気通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

本法律案は、衆議院議員田中重彌君ほか四名の提案にかかるものであります。

が、本案の提案理由及び内容は、先

に成立いたしました日本電信電話公社法及び同施行法中に国家人事委員会と

いう名称がありますが、これは現在の

人事院が国家人事委員会に改組されることを予定のこととあります。が、右の改組が行われないことになります。

ので、これを人事院と改正する必要があるため、これを人事院と改正する必要がある

本院につきましては、寺尾豊君外二

十四名より委員会審査省略の要求書が

提出されております。発議者要求の通

り委員会審査を省略し、直ちに本案の

審議に入ることに御異議ございません

か。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認

めます。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ございません。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 参事に報告させ

ます。

〔附則〕

本件)を議題とすることに御異議ございません。

○議長(佐藤尚武君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔参考朗読〕

本日來議院から左の議案を提出した。

○議長(佐藤尚武君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

参考に報告させます。

日本電信電話公社法等の一部を改

正する法律

第一條 日本電信電話公社法(昭和

二十七年法律第一号)の一部を

次のように改正する。

第十二条第三項第一号中「国

家人事委員会」を「人事院」に改め

る。

第二條 日本電信電話公社法施行法

(昭和二十七年法律第一号)の一

部を次のように改正する。

第一條第三項中「第一号中「国家

人事委員会」を「人事院」に改め

る。

日本電信電話公社法等の一部を改

正する法律案可決報告書

本日議員寺尾豊君外二十四名から委員

会審査省略の要求書を附し左の議案を

提出した。

常任委員会の所管に関する臨時特別

例に関する規則案

第一條第三項中「第一号中「国家

人事委員会」を「人事院」に改め

る。

日本電信電話公社法等の一部を改

正する法律案可決報告書

本日議員寺尾豊君外二十四名から委員

会審査省略の要求書を附し左の議案を

提出した。

常任委員会の所管に関する臨時特

例に関する規則案

右の議案を発議する。

昭和二十七年七月三十一日

発議者

寺尾 豊 加藤 武徳

木村 守江 石川 榮一

溝淵 春次 安井 謙

草葉 隆圓 信三

赤木 正雄 小宮山常吉

高橋 道男 加賀 操

菊川 孝夫

したので、今の私の申上げたことは訂正いたします。そこでこの際、日程に追加して、常任委員会の所管に関する臨時特例に関する規則案(寺尾豊君外二十四名発議)(委員会審査省略要求事件)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 参事に報告させ

ます。

〔附則〕

本件)を議題とすることに御異議ございません。

○議長(佐藤尚武君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔参考朗読〕

本日來議院から左の議案を提出した。

○議長(佐藤尚武君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

参考に報告させます。

日本電信電話公社法等の一部を改

正する法律

第一條 日本電信電話公社法(昭和

二十七年法律第一号)の一部を

次のように改正する。

第十二条第三項第一号中「国

家人事委員会」を「人事院」に改め

る。

第二條 日本電信電話公社法施行法

(昭和二十七年法律第一号)の一

部を次のように改正する。

第一條第三項中「第一号中「国家

人事委員会」を「人事院」に改め

る。

日本電信電話公社法等の一部を改

正する法律案可決報告書

本日議員寺尾豊君外二十四名から委員

会審査省略の要求書を附し左の議案を

提出した。

常任委員会の所管に関する臨時特

例に関する規則案

右の議案を発議する。

昭和二十七年七月三十一日

発議者

寺尾 豊 加藤 武徳

木村 守江 石川 榮一

溝淵 春次 安井 謙

草葉 隆圓 信三

赤木 正雄 小宮山常吉

高橋 道男 加賀 操

菊川 孝夫

昭和二十七年七月三十一日 参議院会議録第七十三号 常任委員会の所管に関する臨時特例に関する規則案

小笠原三三男 三輪 貞治

相馬 助治 永井純一郎

松浦 清一 大限 信幸

油井賢太郎 松浦 定義

矢嶋 三義 水橋 藤作

兼岩 傳一

参議院議長佐藤尚武殿

常任委員会の所管に関する臨時特例に関する規則

|   |
|---|
| ○本日の会議に付した事件                                    |
| 一、日程第一 国家公務員法の一部を改正する法律案及び保安庁職員給與法案両院協議会協議委員の選舉 |
| 一、労働関係調整法等の一部を改正する法律案両院協議会成案                    |
| 一、地方公營企業労働関係法案両院協議会成案                           |
| 一、東京湾等に施設されている防潜網による漁業被害に関する緊急質問                |
| 一、日程第二 消防組織法の一部を改正する法律案                         |
| 一、警察法の一部を改正する法律案                                |
| 一、通商産業省設置法両院協議会成案                               |
| 一、通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案両院協議会成案           |
| 一、農林省設置法等の一部を改正する法律案両院協議会成案                     |
| 一、大蔵省設置法の一部を改正する法律案両院協議会成案                      |
| 一、大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案両院協議会成案  |
| 一、保安庁法両院協議会成案                                   |
| 一、海上公安局法両院協議会成案                                 |
| 一、運輸省設置法の一部を改正する法律案両院協議会成案                      |
| 一、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案両院協議会成案                   |
| 一、正する法律案両院協議会成案                                 |
| 一、日本電信電話公社法両院協議会成案                              |

|                               |
|-------------------------------|
| 会成案                           |
| 一、保安庁職員給與法案両院協議会成案            |
| 一、労働関係調整法等の一部を改正する法律案両院協議会成案  |
| 一、地方公營企業労働関係法案両院協議会成案         |
| 一、日本電信電話公社法両院協議会成案            |
| 一、大蔵省設置法の一部を改正する法律案両院協議会成案    |
| 一、海上公安局法両院協議会成案               |
| 一、運輸省設置法の一部を改正する法律案両院協議会成案    |
| 一、保安庁法両院協議会成案                 |
| 一、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案両院協議会成案 |
| 一、正する法律案両院協議会成案               |
| 一、日本電信電話公社法両院協議会成案            |

|        |
|--------|
| 議員     |
| 藤森 順吉君 |
| 田村 文吉君 |
| 波多野林一君 |
| 鶴川 宗敬君 |
| 高橋 道男君 |
| 高木 正夫君 |
| 西郷吉之助君 |
| 新谷寅三郎君 |
| 高瀬莊太郎君 |
| 高良 とみ君 |
| 河井 翁八君 |
| 鈴木 直人君 |
| 石村 幸作君 |

|            |
|------------|
| 出席者は左の通り。  |
| 議長 佐藤 尚武君  |
| 副議長 三木 治朗君 |
| 議員         |
| 藤森 順吉君     |
| 田村 文吉君     |
| 波多野林一君     |
| 鶴川 宗敬君     |
| 高橋 道男君     |
| 高木 正夫君     |
| 西郷吉之助君     |
| 新谷寅三郎君     |
| 高瀬莊太郎君     |
| 高良 とみ君     |
| 河井 翁八君     |
| 鈴木 直人君     |
| 石村 幸作君     |

|   |
|---|
| 一、日程第一 国家公務員法の一部を改正する法律案及び保安庁職員給與法案両院協議会協議委員の選舉 |
|---|

## 官 報 (号外)

23

|                |                  |
|----------------|------------------|
| 堀木 錠三君         | 岡村文四郎君           |
| 小笠原 三男君        | 木下 源吉君           |
| 金子 洋文君         | 須藤 五郎君           |
| 岩間 正男君         | 兼岩 傳一君           |
| 江田 三郎君         | 堀 真琴君            |
| 水橋 藤作君         | 大野 幸一君           |
| 岩崎正三郎君         | 山田 節男君           |
| 千田 正君          | 西園寺公一君           |
| 加藤シヅエ君         | 島 清君             |
| 齋 武雄君          | 村尾 重雄君           |
| 矢嶋 三義君         | 吉川末次郎君           |
| 永井純一郎君         | 中村 仁             |
| カニエ邦彦君         | 吉川 信             |
| 松永 義雄君         | 相馬 助治君           |
| 中村 正雄君         | 山下 義信君           |
| 堂森 芳夫君         | 棚橋 小虎君           |
| 波多野 鼎君         | 原 虎一君            |
| 曾祢 益君          | 下條 恭兵君           |
| 松浦 清一君         | 片岡 文重君           |
| 渋沢経裁           | 木村鶴太郎君           |
| 本部長官 斎藤 昇君     | 岡崎 勝男君           |
| 農林政務次官 小川原政信君  | 厚生大臣 吉武 恵市君      |
| 水産庁長官 堀見友之助君   | 國務大臣 岡野 清豪君      |
| 労働省労政局長 賀来才二郎君 | 政府委員 審本部長官 斎藤 昇君 |

明治二十七年七月三十日 参議院会議録第七十三号

一九二六

明治二十七年七月三十日 第三種郵便物認可

定価一部十銭  
〔資料実費〕  
発行所 東京都新宿区市谷本村町一五  
印刷局 東京一九〇〇〇官報課  
電話九段四三三一九〇〇